

議案第10号

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例
を制定するについて

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を、次のとおり改正
するものとする。

平成31年2月20日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例
宇治市男女共同参画支援センター条例（平成15年宇治市条例第
6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「、別表
第1」を「、別表」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「
及び前項」及び「及び駐車料金」を削り、同項を同条第3項とする

。

第7条（見出しを含む。）中「及び駐車料金」を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内におい
て規則で定める日から施行する。

（提案理由）

宇治市男女共同参画支援センター条例の施設の使用に関する規定
について、所要の改正を行うものであります。